# 亀岡市環境白書 データ集

平成30年度版

亀岡市環境市民部環境政策課

# 目 次

第 1 章	大	<b>气</b>	
	1	大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	大気汚染測定結果(年平均値)の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	大気汚染測定結果(年平均値)の推移グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	平成29年度測定結果 ·····	4
	5	大気汚染に係る環境基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 2 章	上水	<b>女</b>	
	6	市内河川のBOD年間平均値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	7	河川別水質測定結果の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	8	河川水質測定結果(重金属)の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	9	水質汚濁に係る環境基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
第3章	1 縣	音	
1	0	騒音規制法に基づく特定施設の届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
1	1	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
1	2	京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況・・	3 5
1	3	騒音測定における環境基準達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
1	4	環境騒音測定結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 8
1	5	自動車交通騒音測定結果 ······	4 2
1	6	騒音に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
1	7	騒音規制法に基づく規制基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
1	8	夜間営業等の騒音の制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
1	9	商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9

第 4	章	=	振 動		
	2	0	振動規	制法に基づく特定施設の届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
	2	1	振動規	制法に基づく特定建設作業の届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
	2	2	京都府	環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況・・	5 1
	2	3	振動規	制法に基づく規制基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
第 5	章	į	悪臭		
	2	4	京都府	環境を守り育てる条例に基づく届出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
	2	5	悪臭防	i 止法による規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
第6	章	•	ダイオキ	シン	
	2	6	大気中	におけるダイオキシン類調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・	5 6
	2	7	公共水	域におけるダイオキシン類調査結果 ・・・・・・・・・・・・	5 6
	2	8	ごみ焼	却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度 ・・・・・・	5 6
	2	9	ダイオ	キシン類による大気の汚染、	
			水	質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
	3	0	廃棄物	焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準 ・・・・	5 7
第 7	章		空き地の	雑草	
	3	1	雑草パ	トロールの結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
第8	章	=	苦情		
	3	2	年度別	苦情件数	5 9
	3	3	地域別	苦情件数	6 0

# 第9章 一般廃棄物の状況

3 4	ごみ排出量処理実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
第10章	用語集	
3 5	大気関係	6 4
3 6	水質関係 ·····	6 5
3 7	騒音関係	6 6
3 8	ダイオキシン関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6

# 第1章 大 気

# 1. 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況

年 度	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
昭和60年度	0	0	•	0	-
平成2年度	0	0	•	•	-
7	0	0	•	0	-
12	0	0	•	0	-
17	0	0	•	0	_
22	0	0	•	0	-
27	0	0	•	0	0
28	0	0	•	0	0
29	0	0	•	0	0

資料:京都府(測定場所:京都府農林水産部農林センター)

※ ○は環境基準の達成 ●は環境基準の未達成を表す。

光化学オキシダントは昼間の1時間値が環境基準達成の有無を表す。

微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準を共に達成している場合のみ達成と表す。

# 2. 大気汚染測定結果(年平均値)の推移

年 度	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	微小粒子状物質 (µg/m³)
昭和 60 年度	0.004	0.009	0.044	0.037	-
平成2年度	0.005	0.009	0.040	0.055	-
7	0.004	0.012	0.032	0.029	-
12	0.006	0.011	0.018	0. 022	-
17	0.005	0. 011	0.018	0. 022	-
22	0.005	0.008	0.054	0.017	_
27	0.002	0.006	0.033	0.023	13. 2
28	0.003	0.006	0.034	0.021	12. 1
29	0.003	0.006	0.034	0.021	12. 3

資料:京都府(京都府農林水産部農林センター)

※ 光化学オキシダントは昼間の1時間値の年平均値

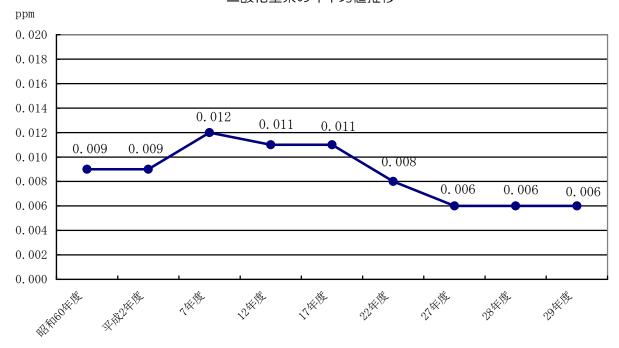
# 3. 大気汚染測定結果(年平均値)の推移グラフ

資料:京都府(亀岡測定局)

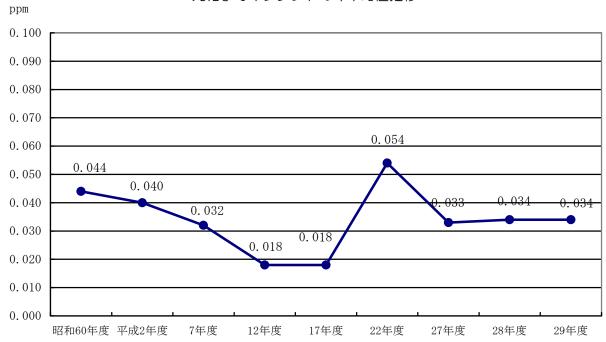
### 二酸化硫黄の年平均値推移



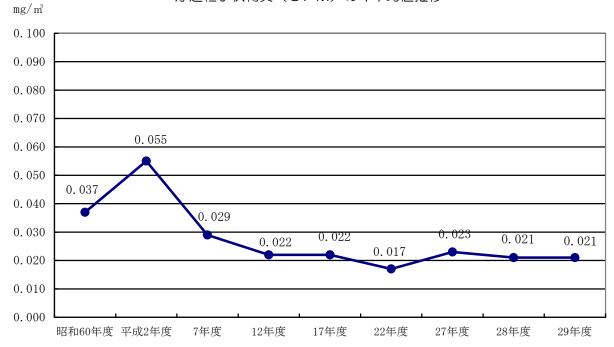
### 二酸化窒素の年平均値推移



### 光化学オキシダントの年平均値推移



### 浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値推移



# 4. 平成29年度測定結果 (京都府資料)

# i)二酸化硫黄

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値				日平均値が 0.04ppm を 超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)
亀岡	362	8669	0.003	0	0.0	0	0.0	0.065	0.009	0	0

# ii)二酸化窒素

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値		1時間値が(えた時間数			0.1ppm 以 以下の時間 の割合		が 0.06ppm 数とその割 合	以上0.06p	が 0.04ppm opm 以下の cの割合	日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による日平 均値が 0.06ppm を 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(目)	(%)	(ppm)	(日)
亀岡	364	8675	0.006	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0

### iii)光化学オキシダント

測定局	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超え た日数と時間数				計間値が 0.12 日数と時間数		昼間の1時間 値の最高値	昼間の日最高 1時間値の年 平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数と (時間)	その割合 (%)	日数とそ (日)	その割合 (%)	(時間)	(ppm)	(ppm)
亀岡	365	5386	0.034	79	438	8.1	0	0.0	0	0.108	0.050

# iv)浮遊粒子状物質(SPM)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値		.20 mg/m³を なとその割合		日平均値が 0.10 mg/m³ 超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均が 0.10 mg /m³を超えた日数
	(日)	(時間)	$(mg/m^3)$	(時間)	(%)	(日)	(%)	$(mg/m^3)$	$(mg/m^3)$	(有× 無○)	(日)
亀岡	359	8634	0.021	0	0.0	0	0.0	0.107	0.049	0	0

# v) 微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	有効測 定日数	年平均 値	日平均値が超えた日数	35µg/㎡を とその割合	1 時間値の 最高値	日平均値の年 間 98%値	長期基準	短期基準	長期基準短期基準 共に達成
	(日)	$(\mu g/m^3)$	(日)	(%)	$(\mu g/m^3)$	$(\mu g/m^3)$	(○達成、●未達成)	(○達成、●未達成)	(○達成、●未達成)
亀岡	359	12.3	1	0.3	59	30.1	0	0	0

# 5. 大気汚染に係る環境基準等

### i)環境基準

- / 垛况坐牛		
物質	環境基準(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であるこ と。(昭 48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾ ーン内、又はそれ以下であるこ と。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下である こと。(昭 48.5.8 告示)	中性ョウ化カリウム溶液を用いる吸 光光度法もしくは電量法、紫外線吸収 法又はエチレンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質 ( S P M )	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(昭 48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法、又はこの方法によって測定された重量 濃度と直線的な関係を有する量が得 られる光散乱法、圧電天びん法もしく はベータ線吸収法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(平 21.9.9 告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又 はこの方法によって測定された重量 濃度と直線的な関係を有する量が得 られる光散乱法、圧電圧電天びん法若 しくはベータ線収集法
一酸化炭素	1 時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であ ること。(昭48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法

### 備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が  $10\,\mu$  m 以下のものをいう。
- 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内に

- ある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応 により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、 二酸化窒素を除く) をいう。
- 5. 微小粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 µmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取 される粒子をいう。

### ii)環境基準評価方法

### 二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が 6,000 時間に満たない場合は評価対象としない。
通 知	昭和 53 年環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知

### 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)

評	短期的評価	り評価 連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。						
評価方法	長期的評価	年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続しないこと。						
評	価 対 象	1日平均値の評価にあっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。						
通	知	昭和 48 年環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知						

### 光化学オキシダント

評価方法	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価対象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通 知	昭和 48 年環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知

# 微小粒子状物質(PM2.5)

評価方法	長期基準	測定結果の1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
方 法	短期基準	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 35μg/m <sup>2</sup> 以下であること。
評	価 対 象	年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。
通	知	平成 21 年環水大総発第 090909001 号環境省水・大気環境局長通知

# 第2章 水 質

# 6. 市内河川のBOD年間平均値

(単位:mg/Q)

測	定 地 点	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
<del>次</del> 自	めがね橋	0.7	0. 5	<0.5	0. 7
鵜ノ川	桂川合流前	0.6	0. 5 <0. 5	0. 9	
# III	下条橋	1. 2	2. 0	1. 0	1. 2
西川	桂川合流前	1.0	0.8	1.0	1.5
年谷川	鍬山神社	0.8	0.3	<0.5	1. 0
平台川	桂川合流前	1.9	2. 4	2. 2	6. 9
雑水川	医王谷	0.8	0. 5	0.6	0.7
雅 /八 /川	南郷堀	1.2	1.0	1. 3	1. 9
曽我谷川	春日部	0.7	0. 5	0.7	1. 0
百亿位川	桂川合流前	0.9	0.6	0.7	1.8
赤 川	宇津根踏切	1.0	0.9	1.0	1. 2
法貴谷川	法貴	1.0	0.7	0.7	0.7
	養鶏場下	1.5	1.3	1.7	1.5
	川西	1. 2	0. 5	0.6	0.6
犬 飼 川	倉谷橋	0.9	0. 4	0.6	0.8
	小幡橋	0.6	0.6	0. 5	0.8
	桂川合流前	1.0	0.9	0. 7	1. 3
拓度川	落合橋下流	0.8	0.5	0.8	0.8
相原川	九折橋下流	0.6	0.6	0. 9	0.8
砂川	鹿谷	1. 1	0.5	0.8	1. 0
砂川	染色工場下	1. 3	1. 1	1. 3	1. 1

測定地点		平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	芦 ノ 山	0. 9	0. 5	0. 7	0.8
山内川	夫 婦 松 橋	1. 1	0.8	1. 0	0. 9
	山内川橋	1. 2	0.8	0. 7	1.7
願成寺川	法 然 寺	1. 5	1. 2	1. 2	3. 3
千々川	行 者 橋	1.0	0.8	0. 9	1.0
~ //	J R 鉄 橋	0.7	0.8	0.7	1.4
古 川	古川橋	1.0	1. 4	1. 1	1.4
七谷川	若 宮 橋	0.8	0.9	0.8	1.5
	キャンプ場付近	0. 4	0. 4	<0.5	0.7
本梅川	水橋	1.0	1. 1	0.9	1.3
大路次川	あたご橋下流	0. 4	0. 4	0.6	1.0
愛宕谷川	愛岩橋	0.6	0. 4	<0.5	0.8
桂川	寅天井堰下流	0.8	0.6	0.7	0.9
1生 /川	保津峡入口付近	0. 9	0. 5	0.7	0.8

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 7. 河川別水質測定結果の推移

鵜ノ川(めがね橋)

(年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度 頁目	平成7年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度(2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度(2017)
	p H (水素イオン濃度)	7. 6	6.8	7. 1	7. 5	7. 6
	$\mathrm{D}\mathrm{O}  \left(\mathrm{mg}/\ell\right)$	10.5	10.0	9.8	9. 9	11
生	BOD (mg/l)	0. 5	0.6	0.5	<0.5	0. 7
生活環境項目	COD (mg/ $\ell$ )	1. 0	1.0	1.1	1. 2	1.2
境項	SS (mg/l)	1	2	10	5	1
Î	大腸菌群数 (MPN/100ml)	84×10	$33 \times 10$	$97 \times 10^2$	$14 \times 10^2$	$24 \times 10^2$
	全窒素 (mg/l)	0.61	0.48	0.76	0.77	0. 55
	全燐 (mg/l)	0.016	0. 036	0.045	0. 035	0.042
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

鵜ノ川(桂川合流前) (年6回5,7,9,11,1,3月採取)

		,	, ,	, ,	, , , , , , , , ,	
測定項	測定年度 頁目	平成7年度(1995)	平成17年度 (2005)	平成 27 年度(2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H (水素イオン濃度)	7. 2	7. 3	7. 2	7. 2	7. 9
	$DO (mg/\ell)$	10. 7	10. 2	9.6	9. 7	11
生	BOD (mg/l)	0. 7	0.9	0.6	0. 5	0.9
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 6	1. 9	1. 1	1. 1	1.8
境項	SS (mg/l)	1	2	2	3	1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$11 \times 10^{3}$	$39 \times 10^{2}$	$14 \times 10^{2}$	$8 \times 10^{2}$	$870 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	2. 18	1. 55	1. 09	1.08	0.92
	全燐 (mg/Q)	0.024	0. 024	0.027	0. 033	0.030
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.03	0.02	<0.01	<0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

西川(下条橋) (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度 頁目	平成7年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度(2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H (水素イオン濃度)	7. 3	7. 3	7. 6	7. 5	8. 0
	$DO (mg/\ell)$	6. 2	11.5	10.0	10.0	11
生	BOD (mg/l)	14. 0	1. 1	2.0	1.0	1. 2
生活環境項目	COD (mg/l)	16. 0	4. 0	3. 3	2. 2	3. 0
境項	SS (mg/l)	9	4	12	5	1
Ê	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$25 \times 10^{3}$	$28 \times 10^{2}$	$86 \times 10^{2}$	$17 \times 10^2$	$110 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	5. 70	2. 25	1. 50	1. 18	0. 99
	全燐 (mg/Q)	0. 615	0. 125	0. 160	0. 123	0. 13
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	1. 18	0.06	<0.01	<0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

西川(桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

		<u> </u>		<u> </u>		
測定項目		平成7年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度(2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 7	7. 4	7. 2	7. 4	7. 9
	$\mathrm{D}\mathrm{O}  \left(\mathrm{mg}/\ell\right)$	10. 2	10.2	9. 7	9.6	11
生	BOD (mg/l)	2. 2	1.3	0.8	1.0	1.5
生活環境項目	COD (mg/ $\ell$ )	5. 0	3. 9	1.8	2.0	3. 7
境項	$SS (mg/\ell)$	6	5	5	9	3
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$17 \times 10^{3}$	$91 \times 10^2$	$35 \times 10^{2}$	$54 \times 10^{2}$	$160 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1.80	1. 54	1. 27	1. 15	0. 96
	全燐 (mg/Q)	0.094	0.065	0.070	0.090	0. 12
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.09	0.03	<0.01	<0.01	0. 01

※「<」は当該数値未満

# **年谷川(鍬山神社)** (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	8. 0	7. 5	7.0	7. 2	7. 5
	$\mathrm{D}\mathrm{O}  \left(\mathrm{mg}/\ell\right)$	10. 5	10. 5	10.0	9. 9	9. 5
生	BOD (mg/l)	0. 7	0. 9	0.3	<0.5	1. 0
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 2	1. 3	1.0	1. 1	0. 7
境項	SS (mg/l)	1	2	2	1	1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	16×10	$40 \times 10^{2}$	$14 \times 10^{2}$	$5 \times 10^{2}$	$15 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0. 23	0. 11	0.62	0. 51	0. 31
	全燐 (mg/Q)	0.010	0.017	0. 015	0.021	0.017
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.01	0.06	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# **年谷川(桂川合流前)** (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 6	7. 4	6.8	6. 5	7. 3
	DO (mg/ $\ell$ )	8. 1	7. 5	8.3	7. 3	7.8
生	BOD (mg/l)	12. 1	6. 7	2. 4	2.2	6. 9
生活環境項目	COD (mg/l)	11. 3	9. 3	4.8	4. 5	7. 1
境項	SS (mg/l)	5	4	3	5	2
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$79 \times 10^{3}$	$27 \times 10^{2}$	$68 \times 10^{2}$	$93 \times 10^{2}$	$430 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	13. 47	11. 50	5. 38	7. 50	8.6
	全燐 (mg/l)	0. 695	0. 275	0. 217	0. 305	0. 24
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.03	0.06	0.01	0.01	0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# **雑水川(医王谷)** (年2回5月, 11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成17年度(2005)	平成 27 年度(2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 5	7. 4	7. 0	7. 1	7. 5
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	9.8	9. 6	9. 6	8.9	9. 1
生	BOD (mg/l)	0. 7	0. 9	0. 5	0.6	0.7
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 5	5. 4	1. 1	1.2	1.4
境項	SS (mg/l)	1	18	5	11	<1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	9×10	$12 \times 10^{2}$	$48 \times 10^{2}$	$68 \times 10^{2}$	$24 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0. 58	1.00	0. 98	0.87	0.48
	全燐 (mg/l)	0.012	0.026	0.018	0. 035	0.013
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.01	0.04	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

**雑水川(南郷堀)** (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度		平成7年度 (1995)	平成17年度(2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	8. 6	7. 1	7. 1	7. 2	7. 4
	DO (mg/l)	14. 0	6. 5	9. 0	8.9	8. 0
生	BOD (mg/l)	4. 5	1.8	1.0	1.3	1. 9
生活環境項目	COD (mg/l)	8. 5	4. 2	2.5	2.8	4. 2
境項	SS (mg/l)	14	8	9	14	5
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$16 \times 10^{2}$	$19 \times 10^{2}$	$56 \times 10^{2}$	$84 \times 10^{2}$	$130 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 36	1.01	1. 09	1. 07	0. 70
	全燐 (mg/Q)	0.090	0. 071	0.072	0. 089	0.077
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.03	0.04	<0.01	<0.01	0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

曽我谷川(春日部) (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7.8	7.4	7. 2	7. 1	7. 6
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	10. 2	10. 2	9.9	9. 4	10
生	BOD (mg/l)	0. 7	0.7	0.5	0. 7	1.0
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 7	1.7	1.3	1. 4	1.9
境項	SS (mg/l)	2	3	3	3	2
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$54 \times 10$	69×10	$13 \times 10^{2}$	$27 \times 10^2$	$31 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0.47	0. 58	1. 19	0.85	0.31
	全燐 (mg/Q)	0.060	0.024	0.023	0.037	0.027
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

**曽我谷川(桂川合流前)** (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度(2017)
	p H(水素イオン濃度)	8. 0	7. 5	7. 3	7. 2	7. 9
	DO (mg/ $\ell$ )	11. 2	11. 0	9.6	9. 2	11. 1
生	BOD (mg/l)	1.8	1.3	0.6	0.7	1.8
生活環境項目	COD (mg/ $\ell$ )	3. 6	3. 1	1.8	1.7	3.8
境項	$SS$ $(mg/\ell)$	3	5	7	5	4
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$69 \times 10^{2}$	$16 \times 10^{2}$	$47 \times 10^2$	$17 \times 10^2$	$250 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1.04	0. 92	1. 02	0. 92	0.84
	全燐 (mg/Q)	0.070	0.072	0. 076	0.073	0.089
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.01	0.03	<0.01	<0.01	0. 01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 赤川(宇津根踏切)

(年2回5月, 11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度(2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 7	7. 5	7. 3	7. 3	7.8
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	9. 3	10. 1	9. 4	9. 7	10
生	BOD (mg/l)	1. 3	1.6	0.9	1.0	1.2
生活環境項目	COD (mg/l)	3. 4	2.8	1.8	2. 3	2.9
境項	SS (mg/l)	3	4	10	13	2
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$19 \times 10^{3}$	90×10	$78 \times 10^{2}$	$70 \times 10^2$	$92 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 45	1. 25	2.00	1.80	1.2
	全燐 (mg/Q)	0.075	0. 071	0. 120	0. 122	0. 12
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.03	0.04	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 法貴谷川(法貴) (年2回5月,11月採取)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
測定項	測定年度	平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度(2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
	p H (水素イオン濃度)	7. 6	7.3	7. 4	7. 4	7.8	
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 7	10.0	9. 7	9. 3	10	
生	BOD (mg/l)	0.6	0.6	0.7	0. 7	0.7	
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 9	1.6	1. 1	1. 5	1.5	
境項	SS (mg/l)	6	4	5	9	6	
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$12 \times 10^{2}$	56×10	$36 \times 10^{2}$	$58 \times 10^{2}$	$32 \times 10^{2}$	
	全窒素 (mg/l)	0.35	0. 09	0. 78	0.77	0. 42	
	全燐 (mg/l)	0.027	0. 031	0.034	0.047	0. 052	
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.02	0. 03	<0.01	<0.01	<0.01	

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 犬飼川(養鶏場下)

# (年2回5月, 11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 9	7. 6	7.0	6. 7	7. 6
	$\mathrm{D}\mathrm{O}  \left(\mathrm{mg}/\ell\right)$	9. 3	9. 1	8.3	8.8	8.8
生	BOD (mg/ $\ell$ )	3.6	1.5	1.3	1. 7	1. 5
生活環境項目	COD (mg/ $\ell$ )	5. 4	3. 1	2. 1	2.5	2. 7
境項	$SS$ $(mg/\ell)$	2	1	8	6	1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$68 \times 10^{2}$	$65 \times 10^{3}$	$73 \times 10^2$	$36 \times 10^{2}$	$440 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1.09	1.00	1. 25	1.60	0.88
	全燐 (mg/l)	0.094	0. 102	0. 126	0. 145	0. 12
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 犬飼川(川西) (年2回5月,11月採取)

- 12 37 1	` `` '—'	. – – , ,	, , , , , ,			
測定項目		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 6	7. 5	7. 2	7. 3	7.8
	DO (mg/ $\ell$ )	10. 3	10. 2	9.6	9. 5	10
生	BOD (mg/l)	0. 5	0.6	0.5	0.6	0.6
生活環境項目	COD (mg/ $\ell$ )	1. 5	2. 0	1. 1	1.4	1.6
境項	SS (mg/l)	3	1	1	2	<1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	9×10	$13 \times 10^{2}$	$54 \times 10^{2}$	$9 \times 10^2$	$21 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 45	1.04	1. 35	1. 15	1.0
	全燐 (mg/Q)	0. 015	0. 105	0.067	0.077	0.073
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0. 01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

# 犬飼川(倉谷橋)

(年2回5月, 11月採取)

測定項目		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7.8	7. 6	7. 3	7. 2	7.8
	$DO (mg/\ell)$	10.8	10. 2	9. 7	9. 5	11
生	BOD (mg/l)	0. 7	0.6	0.4	0.6	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 5	2. 1	1. 1	1.3	1.4
境項	$SS (mg/\ell)$	1	1	1	2	<1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$13 \times 10^2$	$19 \times 10^{2}$	$15 \times 10^{2}$	$26 \times 10^{2}$	$12 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0.65	0.74	1. 15	1.00	0. 69
	全燐 (mg/l)	0.033	0.079	0.050	0.061	0. 039
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 犬飼川(小幡橋) (年2回5月,11月採取)

- 12 37			, , , , ,			
測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 9	7. 6	7. 2	7. 2	7. 7
	DO (mg/ $\ell$ )	10. 0	10. 5	8. 4	8.8	12
生	BOD (mg/l)	0.8	0.6	0.6	0. 5	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	2.6	1. 4	1. 1	1.5	1.8
境項	$SS$ $(mg/\ell)$	2	2	10	4	<1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$80 \times 10^{2}$	$67 \times 10^{2}$	$50 \times 10^{2}$	$34 \times 10^{2}$	$18 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0.75	0.85	1. 20	0. 94	0. 57
	全燐 (mg/Q)	0.052	0.058	0.066	0.081	0.050
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.03	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

# **犬飼川(桂川合流前)** (年6回5,7,9,11,1,3月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度(2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 3	7. 6	7. 2	6. 9	7. 7
	DO (mg/l)	10. 3	12. 1	9.9	9.8	10
生	BOD (mg/l)	1. 7	1. 5	0.9	0.7	1. 3
生活環境項目	COD (mg/l)	4. 0	3. 5	2.0	1. 5	2. 7
境項	SS (mg/l)	8	9	11	9	4
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$32 \times 10^{3}$	$34 \times 10^{2}$	$76 \times 10^{2}$	$51 \times 10^{2}$	$63 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 09	0. 91	1. 11	0.88	0.71
	全燐 (mg/Q)	0. 092	0.099	0. 083	0.096	0.096
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.03	0.03	<0.01	<0.01	0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 栢原川(落合橋下流) (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度(2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 9	7. 7	7. 2	7. 2	7.8
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	10. 5	11.0	9. 4	9. 4	11
生	BOD (mg/l)	0.7	1.0	0. 5	0.8	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 7	2. 2	1.3	1. 5	1.4
境項	SS (mg/l)	2	1	2	2	2
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	$58 \times 10^{2}$	$67 \times 10^{2}$	$18 \times 10^{2}$	$14 \times 10^{2}$	$33 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0.38	0. 15	0.87	0. 70	0.40
	全燐 (mg/Q)	0.022	0.040	0.067	0.076	0.064
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# **栢原川(九折橋下流**) (年2回5月,11月採取)

測定年度		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度(2017)
	p H(水素イオン濃度)	8. 2	7. 5	7. 3	7. 6	7. 9
	$DO (mg/\ell)$	5. 2	10. 2	9. 7	9. 3	11
生	BOD (mg/l)	0. 7	0.8	0.6	0. 9	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 7	1. 4	1. 1	1.4	1.6
境項	SS (mg/l)	2	2	12	6	6
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	$42 \times 10$	$56 \times 10$	$76 \times 10^{2}$	$28 \times 10^{2}$	$10 \times 10^2$
	全窒素 (mg/l)	0. 50	0. 43	0.72	0.63	0.48
	全燐 (mg/Q)	0.021	0. 136	0.059	0.052	0.042
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 砂川 (鹿谷) (年2回5月, 11月採取)

測定項	測定年度	平成 7 年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
	p H(水素イオン濃度)	7. 7	7. 6	7. 1	7. 2	7. 5	
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 4	9. 7	9. 2	9. 0	9. 6	
生	BOD (mg/l)	1. 1	1.2	0.5	0.8	1.0	
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 7	1. 7	1.2	1. 5	2. 7	
境項	SS (mg/l)	1	3	7	5	10	
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	83×10	$15 \times 10^{2}$	$29 \times 10^{2}$	$26 \times 10^{2}$	$12 \times 10^{2}$	
	全窒素 (mg/l)	0. 26	0. 34	0. 97	0. 56	0.47	
	全燐 (mg/l)	0.019	0. 038	0.038	0.046	0.035	
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.01	0. 01	<0.01	<0.01	<0.01	

# **砂川(染色工場下)** (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H (水素イオン濃度)	7. 3	7. 4	7. 2	7. 1	7. 4
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 4	8.8	8. 5	8. 9	9
生	BOD (mg/l)	6. 0	2. 0	1. 1	1.3	1. 1
生活環境項目	COD (mg/l)	13. 7	4. 5	2. 7	2. 2	4. 1
境項	SS (mg/l)	8	3	8	6	7
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$93 \times 10^{3}$	$72 \times 10^{2}$	$70 \times 10^2$	$34 \times 10^{2}$	$720 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	2. 10	1. 45	1. 55	1. 45	0. 97
	全燐 (mg/l)	0.086	0. 347	0. 148	0.111	0. 17
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.05	0.06	0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

# **山内川(芦ノ山)** (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H (水素イオン濃度)	7.4	7. 7	7. 0	7. 1	7. 5
	DO (mg/ $\ell$ )	8.6	8. 6	8. 9	8.8	9. 4
生	BOD (mg/ $\ell$ )	2.6	1. 0	0. 5	0.7	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	5. 1	3. 0	1. 1	1.5	2. 2
境項	$SS (mg/\ell)$	4	5	5	4	3
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$68 \times 10^{3}$	$42 \times 10^{2}$	$47 \times 10^2$	$39 \times 10^{2}$	$45 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	2. 13	2. 20	1. 95	1. 35	1. 3
	全燐 (mg/Q)	0. 205	0. 425	0. 140	0. 160	0. 18
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.04	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

# 山内川(夫婦松橋)

# (年2回5月, 11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 5	7. 4	7.3	7. 1	7. 6
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 4	10. 5	9.5	9. 7	11
生	BOD (mg/l)	1. 4	2. 0	0.8	1.0	0.9
生活環境項目	COD (mg/l)	3. 5	4. 2	2.4	2.3	2. 5
境項	SS (mg/l)	3	2	8	8	2
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$42 \times 10^{3}$	64×10	$61 \times 10^{2}$	$59 \times 10^2$	$160 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 30	1. 31	1. 11	0.91	0. 56
	全燐 (mg/l)	0.069	0.118	0. 114	0. 139	0.065
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.06	0.06	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

**山内川(山内川橋)** (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
	p H (水素イオン濃度)	7. 4	7. 6	7. 3	7. 3	7. 5	
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 5	9. 9	9. 4	9. 0	9. 5	
生	BOD (mg/l)	1. 4	1.8	0.8	0.7	1. 7	
生活環境項目	COD (mg/l)	4. 7	4. 0	1.7	1.5	3. 1	
境項	SS (mg/l)	3	3	4	4	3	
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$24 \times 10^{2}$	$44 \times 10^{2}$	$34 \times 10^{2}$	$26 \times 10^{2}$	$200 \times 10^{2}$	
	全窒素 (mg/l)	1.80	1. 50	1. 15	1. 12	0. 72	
	全燐 (mg/Q)	0.074	0. 122	0.081	0. 106	0. 14	
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/Q)	0.02	0.04	<0.01	<0.01	0. 01	

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 願成寺川(法然寺) (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7.8	7. 5	7. 1	7. 1	7. 5
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	9. 2	11. 5	10.0	10.0	10
生	BOD (mg/l)	3. 4	1.3	1.2	1. 2	3.3
生活環境項目	COD (mg/l)	7. 7	3. 7	2.8	2. 4	4. 2
境項	SS (mg/l)	7	5	5	8	6
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$68 \times 10^{3}$	$41 \times 10^{2}$	$75 \times 10^2$	$65 \times 10^{2}$	$92 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	2. 25	1. 30	1. 33	0. 92	0.62
	全燐 (mg/l)	0. 164	0. 145	0. 114	0. 135	0.11
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0. 10	0.05	<0.01	<0.01	0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# **千々川(行者橋)** (年2回5月, 11月採取)

1 171 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
測定年度		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)		
	p H(水素イオン濃度)	7.8	7. 7	6.8	6. 7	7. 3		
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	10. 1	10. 3	10.0	9. 2	9. 2		
生	BOD (mg/l)	1. 2	0.9	0.8	0.9	1. 0		
生活環境項目	COD (mg/l)	3. 3	2. 1	2. 1	2.0	3. 0		
境項	SS (mg/l)	2	6	4	5	3		
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	$84 \times 10^{2}$	$30 \times 10^{2}$	$76 \times 10^{2}$	$43 \times 10^{2}$	$190 \times 10^{2}$		
	全窒素 (mg/l)	0. 95	0. 67	0.88	0. 79	0. 52		
	全燐 (mg/l)	0.038	0.053	0.049	0.088	0.053		
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01		

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 千々川(JR鉄橋) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 5	7. 7	7.0	6. 9	7. 7
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	9. 9	9. 9	9.8	9. 6	10
生	BOD (mg/l)	2. 4	1.4	0.8	0. 7	1. 4
生活環境項目	COD (mg/l)	4. 6	3. 2	1.6	1. 5	2. 7
境項	SS (mg/l)	7	5	8	5	4
自	大腸菌群数(MPN/100m0)	$58 \times 10^{4}$	$65 \times 10^{2}$	$51 \times 10^{2}$	$40 \times 10^{2}$	$170 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 18	0. 79	0.84	0.77	0. 51
	全燐 (mg/Q)	0.089	0.064	0.049	0. 055	0. 07
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0. 12	0. 03	<0.01	<0.01	0. 01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 古川(古川橋) (年2回5月,11月採取)

測定項目		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 6	7. 6	7. 1	7. 1	7. 6
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 9	9. 7	9. 7	9. 6	10
生	BOD (mg/l)	4. 3	8. 9	1.4	1. 1	1. 4
生活環境項目	COD (mg/l)	7. 6	8. 6	3.0	2. 7	3. 2
境項	SS (mg/l)	6	12	19	14	7
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$13 \times 10^{5}$	$31 \times 10^{2}$	$140 \times 10^{2}$	$89 \times 10^{2}$	$73 \times 10^2$
	全窒素 (mg/l)	2. 15	3.85	1.60	1. 25	0. 93
	全燐 (mg/l)	0. 170	0. 207	0. 131	0. 137	0.086
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0.07	0.09	<0.01	<0.01	<0.01

**七谷川(若宮橋)** (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定項	測定年度	平成7年度(1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度(2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 5	7. 4	6. 9	7. 0	7. 7
	$DO (mg/\ell)$	10. 1	6. 6	9.3	9.8	11
生	BOD (mg/l)	2.4	2. 9	0.9	0.8	1. 5
生活環境項目	COD (mg/l)	5. 2	4. 4	2.0	1. 7	3. 5
境項	SS (mg/l)	7	8	9	5	4
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	$76 \times 10^{2}$	$51 \times 10^{2}$	$54 \times 10^{2}$	$33 \times 10^{2}$	$130 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 53	1. 41	1.42	1. 28	1.0
	全燐 (mg/l)	0. 181	0. 121	0. 073	0.082	0. 12
その他	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02	0.03	<0.01	<0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

**七谷川(キャンプ場)** (年2回5月,11月採取)

測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度(2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 6	7. 7	6. 9	7. 0	7. 5
	DO (mg/ $\ell$ )	10. 2	10. 5	9.4	9. 5	10
生	BOD (mg/ $\ell$ )	0.8	0. 7	0.4	<0.5	0.7
生活環境項目	COD (mg/l)	1. 2	0.8	1. 1	1.0	0.8
境項	SS (mg/l)	1	3	1	<1	<1
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	16×10	82×10	$8 \times 10^{2}$	$6 \times 10^{2}$	$2.8 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0. 49	0. 5	0.83	0.62	0. 34
	全燐 (mg/l)	0. 027	0.02	0. 024	0.035	0. 023
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0. 01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

本梅川(水橋) (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 4	7. 4	6. 9	6. 9	7. 5
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	10. 2	9. 9	9. 6	9. 4	10
生	BOD (mg/Q)	1.0	1. 4	1. 1	0.9	1.3
生活環境項目	COD (mg/ $\ell$ )	3. 5	4. 5	2. 6	2. 1	3. 1
境項	SS (mg/l)	5	5	9	7	3
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	$84 \times 10^{2}$	$20 \times 10^{2}$	$100 \times 10^{2}$	$37 \times 10^2$	$34 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	1. 18	1.05	1. 50	0.85	0. 55
	全燐 (mg/Q)	0. 039	0. 055	0. 114	0. 106	0.077
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	0.02	<0.01	<0.01	0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# **大路次川(あたご橋)** (年2回5月,11月採取)

	(1 = ->4) = ->4)						
測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
	p H(水素イオン濃度)	7. 1	7. 7	6.8	6.8	7. 4	
	DO (mg/ $\ell$ )	9. 5	10. 2	9. 3	9. 1	10	
生	BOD (mg/l)	1. 5	< 0.5	0.4	0.6	1.0	
生活環境項目	COD (mg/l)	2. 5	1. 4	1.3	1.3	1.3	
境 項	SS (mg/l)	2	4	1	2	<1	
自	大腸菌群数 (MPN/100m@)	$22 \times 10^{3}$	$42 \times 10^{2}$	$15 \times 10^{2}$	$16 \times 10^{2}$	$64 \times 10^{2}$	
	全窒素 (mg/l)	0. 61	0.41	1.03	0.71	0.42	
	全燐 (mg/Q)	0. 016	0.015	0.011	0. 023	0.007	
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	0. 10	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	

<sup>&</sup>lt;u>※</u>「<」は当該数値未満

# 愛宕谷川(愛宕橋) (年2回5月,11月採取)

測定項目		平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	7. 2	7. 6	6. 9	6. 9	7. 5
	$\mathrm{D}\mathrm{O}$ $(\mathrm{mg}/\ell)$	9. 7	9. 9	9.8	10.0	9. 7
生	BOD (mg/l)	0.9	0. 7	0.4	<0.5	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	2.0	1. 3	1.0	1.0	1.0
境項	SS (mg/l)	4	2	<1	7	<1
Î	大腸菌群数 (MPN/100ml)	$68 \times 10^{2}$	$65 \times 10^{3}$	$23 \times 10^{2}$	$39 \times 10^{2}$	$19 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	0.66	0. 37	0.85	0.60	0. 27
	全燐 (mg/Q)	0.060	0.040	0.028	0.065	0.022
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 桂川(寅天井堰) (年2回5月,11月採取)

測定項	測定年度	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	_	7. 7	7. 1	7. 0	7. 5
	DO (mg/ $\ell$ )	_	12. 0	10.0	10.0	11
生	BOD (mg/ $\ell$ )	_	0.8	0.6	0.7	0.9
生活環境項目	COD (mg/l)	_	1.8	1.4	1. 4	1. 7
境項	SS (mg/l)	_	4	6	3	1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	_	81×10	$34 \times 10^{2}$	$39 \times 10^{2}$	$31 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	_	0. 49	0. 91	0.74	0. 41
	全燐 (mg/l)	_	0. 027	0.038	0.048	0. 023
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	_	0. 02	<0.01	<0.01	<0.01

桂川(保津峡入口) (年2回5月,11月採取)

測定項目		平成7年度 (1995)	平成 17 年度(2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	p H(水素イオン濃度)	_	7. 5	7. 0	6. 9	7. 4
	DO (mg/ $\ell$ )	_	11. 0	9.9	9. 9	10
生	BOD (mg/l)	_	0. 7	0.5	0. 7	0.8
生活環境項目	COD (mg/l)	_	2. 5	1.2	1. 7	1. 7
境項	SS (mg/l)	_	5	5	7	1
自	大腸菌群数 (MPN/100ml)	_	79×10	$41 \times 10^{2}$	$61 \times 10^{2}$	$21 \times 10^{2}$
	全窒素 (mg/l)	_	0.89	1. 35	1. 23	0. 67
	全燐 (mg/l)	_	0. 038	0.051	0.063	0.034
その他	陰イオン界面活性剤(mg/Q)	_	0.02	<0.01	<0.01	0. 01

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 8. 河川水質測定結果(重金属)の推移

# 法貴谷川 (法貴)

測定年度	平成7年度	平成17年度	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度
測定項目	(1995)	(2005)	(2015)	(2016)	(2017)
銅 (mg/l)	0.002	0.003	0.005	0.005	<0.01
鉛 (mg/Q)	0.006	0.009	<0.002	<0.002	0.008

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 砂川 (鹿谷)

測定年度	平成7年度	平成17年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
測定項目	(1995)	(2005)	(2015)	(2016)	(2017)
銅 (mg/l)	0. 014	0.022	0.029	0.013	0.02
カドミウム (mg/0)	0.007	0.008	0.012	0. 024	0.0086

<sup>※「&</sup>lt;」は当該数値未満

# 願成寺川 (法然寺前)

測定年度測定項目	平成7年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
銅 (mg/Q)	0.002	0.014	0.005	0.008	<0.01
鉛 (mg/Q)	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005
カドミウム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.0003
亜鉛 (mg/l)	0.008	0.045	0.015	0.02	0.018
溶解性鉄 (mg/l)	0. 13	0. 54	0. 23	0.09	0. 23
溶解性マンガン(mg/l)	0.07	0.03	0.02	0.02	<0.01
全クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ニッケル (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.01
全シアン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム (mg/l)	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01
砒素 (mg/Q)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

<sup>※「〈」</sup>は当該数値未満

# 9. 水質汚濁に係る環境基準等

### i)人の健康の保護に関する環境基準

項	目		基準値
カドミ	ウ	ム	0.003 mg/0以下
全 シ	ア	ン	検出されないこと
鉛			0.01 mg/0以下
六 価 ク	ロ	ム	0.05 mg/0以下
砒		素	0.01 mg/0以下
総水		銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキ	ル 水	銀	検出されないこと
P C		В	検出されないこと
ジクロロ	メタ	ン	0.02 mg/0以下
四塩化	炭	素	0.002 mg/ℓ以下
1.2-ジクロ	ロエタ	ン	0.004 mg/ℓ以下
1.1-ジクロロ	1エチレ	ン	0.1 mg/0以下
シス-1.2-ジクロ	コロエチし	ノン	0.04 mg/0以下
1. 1. 1-トリク	ロロエタ	ン	1 mg/0 以下

項	E		基準値
1.1.2-	トリクロロエク	タン	0.006 mg/ℓ以下
トリク	ロロエチレ	ンン	0.01 mg/l 以下
テトラ	クロロエチし	ンン	0.01 mg/l 以下
1. 3-ジ	クロロプロ〜	ペン	0.002 mg/ℓ以下
チ	ウ ラ	ム	0.006 mg/ℓ以下
シ	マジ	$\sim$	0.003 mg/0以下
チオ・	ベンカル	ブ	0.02 mg/0 以下
~	ンゼ	ン	0.01 mg/0 以下
セ	V	ン	0.01 mg/0以下
硝酸性窒	素及び亜硝酸性	窒素	10 mg/0以下
フ	ツ	素	0.8 mg/0以下
ホ	ウ	素	1 mg/0以下
1 . 4 -	ジオキサ	ン	0.05 mg/ℓ以下

### 備考

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める測定方法により測定した場合において、その 結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

# ii ) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する項目、いわゆる生活環境項目は、各公共用水域につき、水域類型ご とに適用される。

### 河川(湖沼を除く。)

項			基	準	値	
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃度(p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自 然環境保全及 びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/0以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/0以上	50 MPN/100m0 以下
A	水道2級、水産 1級、水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/0以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/0以上	1,000 MPN/100m0 以下
В	水道3級、水 産2級、及び C以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/0以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/0以上	5,000 MPN/100m0 以下
С	水産3級、工 業用水1級及 びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/0以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/0以上	_
D	工業用水 2 級、農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/0以下	100 mg/0以下	2 mg/0以上	_
E	工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/0以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/0以上	_

### 備考

- 1. 基準値は、日間平均値とする。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/0 以上と する。

※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水

産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水

産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない

限度

# 第3章 騒 音

# 10. 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

年度	平成 27 年度	までの累計	平成 2	8 年度	平成 2	9年度
施設数種類	特定施設数	特定工場数等	特定施設数	特定工場数等	特定施設数	特定工場数等
金属加工機械	215	21		_		_
空気圧縮機及び送風機	484	60	24	6	6	1
土石用破砕機等	2	1	_	_	_	_
織機	95	7	_	_	_	_
建設用資材製造機械	3	2	_	_	_	_
穀 物 用 製 粉 機	_	_	_	_	_	_
木材加工機械	76	17	_	_	_	_
抄 紙 機	_	_	_	_	_	_
印 刷 機 械	41	15	_	_	0	2
合成樹脂射出成形機	54	7	_	_	_	_
鋳 物 造 型 機	2	1	_	_	_	_
計	972	131	24	6	6	3

実 数	107	2	3
-----	-----	---	---

<sup>※</sup>特定工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

# 11. 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(単位:件)

					( 1   22 • 11 /
年 度 種 類	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
くい打機等を使用する作業	2	1	_	2	2
びょう打機を使用する作業	_	_		_	_
削岩機を使用する作業	10	5	2	5	5
空気圧縮機を使用する作業	4	1	_	2	_
コンクリートプ・ラント等を設けて行う作業	_	_	_	_	_
バックホウを使用する作業	3	6	12	4	6
トラクターショベルを使用する作業	_	_	_	1	_
ブルドーザーを使用する作業	1	2	7	4	5
計	20	15	21	18	18

# 12. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況

年 度	平成 27 年度	までの累計	平成 2	8年度	平成 2	9 年度
施設数種類	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金属加工機械	621	55	1	_	_	_
圧 縮 機	1286	174	69	4	106	9
送 風 機	335	55	3	1	1	1
粉 砕 機	133	19	_	1		_
繊 維 機 械	183	12	_	1	_	_
建設用資材製造機械	9	8	_		_	_
木 材 加 工 機 械	258	51	_	_	_	_
抄 紙 機	_	ı	_	ı	_	_
印 刷 機 械	15	7	_	1		_
合成樹脂加工機械	27	9	_		_	_
鋳物造型機	2	1	_	_	_	_
遠心分離機	5	4	_		_	_
クーリングタワー	116	26	2		_	_
重油バーナー	28	3	_	ı	_	_
工業用動力ミシン	666	37	_		_	_
ガラス研磨機	18	3	_	_	_	_
ニューマチックハンマー	24	1	_	_	_	_
コルゲートマシーン	_	_	_	_	_	_
計	3, 726	465	75	4	107	10

宝	数	408	4	3
夫	剱	408	4	3

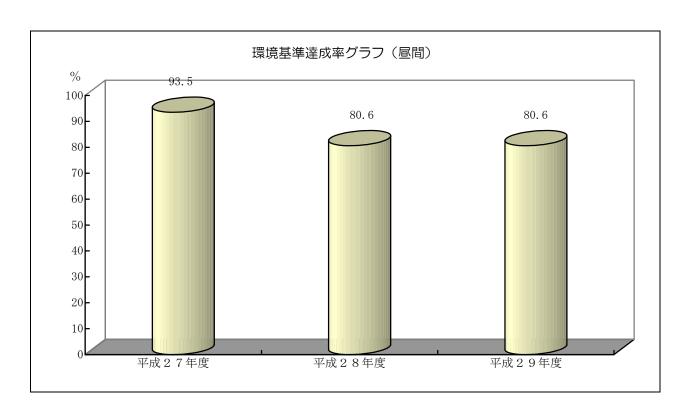
<sup>※</sup>工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

# 13. 騒音測定における環境基準達成状況

## 昼間

(単位:地点)

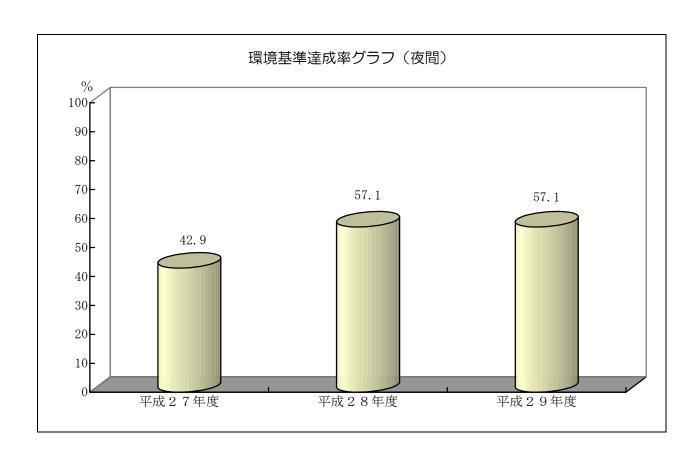
_						(1 = : -1,)	
類型		年	度	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
	第一種低層住居専用			5/5	5/5	5/5	
A	第二種低層住居専用			2/2	2/2	2/2	
	第一種中高層住居専用			2/2 1/2		2/2	
В	第 -	- 種 住	居	12/13	11/13	12/13	
	近	隣 商	業	4/4	3/4	3/4	
C	商		業	2/2	1/2	0/2	
	準	工	業	2/2	2/2	1/2	
	エ		業	0/1	0/1	0/1	
	合	計		29/31 (93.5%)	25/31 (80.6%)	25/31 (80.6%)	



# 夜間

(単位:地点)

類型	ñ			年	度	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
A	第-	一種似	<b>玉層</b> 信	主居専	7用	1/1	1/1	1/1
В	第	_	種	住	居	1/4	3/4	3/4
	商				業	1/1	0/1	0/1
С	エ				業	0/1	0/1	0/1
		合	計			3/7 (42.9%)	4/7 (57.1%)	4/7 (57.1%)



# 14. 環境騒音測定結果

## 昼間

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 時 間	騒音レベル Leq	主たる音源	環境 基準 適否
В	第一住居	千代川町今津1丁目8-16	Н30. 3. 16	14:19	50. 0	風切音、ピアノ、作業音、 鉄道	0
В	第一住居	千代川町今津3丁目10-5	Н30. 3. 16	14:36	54. 6	自動車	0
A	一中高専	大井町小金岐1丁目6	Н30. 3. 19	15:59	48. 0	自動車	0
В	第一住居	大井町土田1丁目5-7	Н30. 3. 16	15:26	53. 9	自動車、吹奏楽、鉄道、 子ども	0
С	準 工 業	大井町土田2丁目1	Н30. 3. 16	15:45	60. 4	自動車、通行歩行音	×
С	近隣商業	大井町並河1丁目1	Н30. 3. 16	16:02	61. 5	自動車、鉄道	×
В	第一住居	大井町かすみヶ丘14-14	Н30. 3. 16	16:35	53. 8	自動車、犬、飛行機、 バイク	0
С	工業	大井町並河3丁目14-15	Н30. 3. 19	15:37	65. 2	自動車、工場操業音	×
В	第一住居	大井町並河2丁目22-26	Н30. 3. 16	16:19	52. 5	自動車、バイク、建設作業、 クーリングタワー	0
A	一中高専	北河原町2丁目	Н30. 3. 16	16:55	54. 2	自動車、鉄道	0
В	第一住居	余部町天神又46	Н30. 3. 19	16:25	40. 1	飛行機、自動車、鳥	0

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル Leq	主たる音源	環境 基準 適否
С	商業	安町 5	Н30. 3. 16	18:21	62. 6	自動車(信号待ち)、信号機、 風切音、シャッター	×
С	商 業	追分町大堀20-1	Н30. 3. 16	19:13	60.8	JR(駅操業音)、自動車、 路線バス、歩行者、信号機	×
С	近隣商業	内丸町26	Н30. 3. 16	18:53	59. 3	自動車、歩行者、信号機	0
В	第一住居	紺屋町6-1	Н30. 3. 16	18:37	48. 1	自動車、隣家生活音、 飛行機	0
С	準工業	古世町向嶋16-1	Н30. 3. 16	19:30	48. 9	鉄道	0
В	第一住居	北古世町1丁目10-1	Н30. 3. 16	19:52	48. 4	自動車	0
В	第一住居	三宅町野々神1-1	Н30. 3. 16	20:07	49. 5	鉄道、歩行者	0
A	一低住専	篠町見晴1丁目13-1	Н30. 3. 19	9:47	43. 5	自動車、鉄道、生活音	0
С	近隣商業	古世町2丁目4-1	Н30. 3. 16	20:25	47. 1	自動車	0
В	第一住居	篠町広田1丁目4-11	Н30. 3. 19	11:09	41.8	飛行機、鳥、自動車、 バイク、生活音	0
В	第一住居	篠町馬堀伊賀ノ辻22	Н30. 3. 19	10:05	53. 3	自動車、バイク、鳥、 歩行者	0
В	第一住居	曽我部町南条岩ヶ谷1-57	Н30. 3. 19	14:55	52. 0	自動車、バイク、生活音	0
A	一低住専	西つつじケ丘雲仙台2丁目4	Н30. 3. 16	20:50	44. 9	飛行機、自動車、生活音	0

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 間	騒音レベル Leq	主たる音源	環境 基準 適否
A	一低住専	篠町広田2丁目31	Н30. 3. 19	11:25	43. 2	飛行機、国道通行音、 生活音、自動車	0
А	二低住専	篠町野条馬場前	Н30. 3. 19	10:52	42.8	自動車、川の音、作業音、 生活音	0
В	第一住居	篠町篠八幡裏	Н30. 3. 19	9:15	58. 2	自動車、歩行者	×
A	一低住専	篠町広田3丁目11	Н30. 3. 19	12:01	40. 7	鳥、縦貫道、バイク	0
A	二低住専	篠町森東垣内1-42	Н30. 3. 19	11:42	47. 2	自動車、生活音、鳥	0
A	一低住専	南つつじケ丘桜台2丁目6	Н30. 3. 19	12:20	51.7	縦貫道、自動車、鳥、 飛行機、小学生	0
_	調整区域	吉川町穴川堂ノ前8	Н30. 3. 19	15:16	47. 5	縦貫道、生活音	0
_	調整区域	下矢田町東法楽寺54-75	Н30. 3. 19	14:27	39. 4	鳥、生活音、自動車(下の道)	0
С	近隣商業	篠町馬堀駅前1丁目	Н30. 3. 19	9:32	55. 7	自動車、バス、バイク、 自転車	0

# 夜間

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 時 間	騒音レベル Leq	主たる音源	環境 基準 適否
С	工業	大井町並河3丁目14-15	Н30. 3. 17	0:21	59. 1	操業音	×
В	第一住居	大井町並河2丁目22-26	Н30. 3. 17	0:39	43. 6	鉄道、国道	0
С	商業	安町 5	Н30. 3. 17	1:36	53. 6	自動車、シャッター、 風切音	×
В	第一住居	紺屋町6-1	Н30. 3. 16	23:10	41.6	自動車、	0
В	第一住居	曽我部町南条岩ヶ谷1-57	Н30. 3. 16	23:57	43.8	縦貫道通行音、飛行機	0
A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台2丁目4	Н30. 3. 16	22:51	39. 1	自動車、木枝、国道音	0
В	第一住居	篠町篠八幡裏	Н30. 3. 16	22:00	48. 7	自動車	×

# 15. 自動車交通騒音測定結果

### ○平成27年度

### 調査日時

平成27年10月28日(水)12:00~10月29日(木)12:00

路線名	センサス	センサス [		調査結果(L <sub>Aeq</sub> ) [dB]		評価		交通量	平均走行速度						
	区間番号		道路近傍	背後地	[dB]			,							
		昼間	70	47	70	0	13:50	76 台/10 分	46.5 km/h						
一般国道	一般国道 11600	但刊刊	70	41	10		16:40	126 台/10 分	40. 5 Km/ 11						
423 号	11000	11000	11000	11000	夜間	64	41	65	0	22:00	31 台/10 分	51.4 km/h			
		(文) [1]	(文) 04	41	69		0:30	4 台/10 分	51. 4 KIII/ II						
	日田	   <u>昼</u> 間	日間	61	52	70	0	15:00	211 台/10 分	00.01/1					
一般国道			01	52	70		17:30	279 台/10 分	82.9 km/h						
478 号		夜間	11810	11810	11810	11810	11810	11810	51	40	C.F.		22:40	36 台/10 分	00.41./1
(京都丹波道路)		仪间	51	40	65	0	23:00	37 台/10 分	86.4 km/h						
41117 Y		□ BB	Ε0.	CC	70		15:00	222 台/10 分	00 51 /1						
一般国道 478号	11820	生间	<b>昼間</b> 52	66	70	0	18:00	213 台/10 分	88.5 km/h						
(京都丹波道路)	11820	11820	11820		44	50 05	0	23:00	28 台/10 分	99 2 km /h					
(水即)1伙坦昭)		夜間	44	56	65	O	0:00	20 台/10 分	88.3 km/h						

### ○平成28年度

調査日時 平成28年10月13日(木)19:00~10月14日(金)19:00

路線名	センサス		Ē	調査結果(L [dB]	Aeq)	環境基準	評価		交通量	平均走行速度	
	区間番号		道路近傍	背後地	[dB]				, , , = 14,000		
		昼間	68	46	70	0	11:40	238 台/10 分	50.0 km/h		
一般国道	10290	生间	08	40	70		18:20	245 台/10 分	50. 0 KIII/ N		
9号	10290	夜間	65	41	65	0	23:20	57 台/10 分	59.5 km/h		
				仪间	69	41	00		1:20	24 台/10 分	59. 5 KШ/ П
一般国道		昼間	76	56	70	×	10:40	203 台/10 分	60.5 km/h		
9号		10300	少间	70	50	70 \	^	17:20	271 台/10 分	60. 5 кш/ п	
		10300	夜間	72	53	65	×	22:20	94 台/10 分	75.0 km/h	
		[文] 12	12	55	00		0:30	25 台/10 分	10. 0 KIII/ II		
	41850		   昼間   71	48	70	×	10:00	88 台/10 分	51.5 km/h		
宮前千歳線		41050	生间	/ 1	40	70	^	17:00	109 台/10 分	91. 9 кш/п	
当刊丨成场	41050	夜間	64	43	65	0	22:00	23 台/10 分	50 5 km/h		
		(文庫) 04 43	00		0:00	11 台/10 分	52. 5 km/h				
		早期	昼間 64	49	70	0	11:10	67 台/10 分	52.0 km/h		
宮前千歳線	41960			49	70		17:50	62 台/10 分	52. U KM/ h		
四川	41860	41860	夜間 56 37	65	65 🔾	22:50	6 台/10 分	FF 0 l /1			
		似則	96	31	69	)	0:50	2 台/10 分	55.0 km/h		

注1) 昼間は6~22 時を、夜間は22~6 時を示す。

注2) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

○平成29年度

調査日時 平成29年12月19日 (火) 6:00 ~12月20日 (水) 6:00

路線名	センサス	Ē	調査結果(L [dB]	Aeq)	環境基準	評価		交通量	平均走行速度												
	区間番号		道路近傍	背後地	[dB]																
		昼間	70	54	70	0	11:20	291 台/10 分	41.2 km/h												
一般国道	10290	生[申]	70	94	10		15:20	239 台/10 分	41. 2 Km/ 11												
9 号	10230	夜間	70	48	65	×	23:20	61 台/10 分	44.6 km/h												
		仅间	70	40	00	^	0:30	49 台/10 分	44. 0 KIII/ II												
一般国道		昼間	71	50	70	×	11:50	245 台/10 分	42.2 km/h												
9 号	10300	生间	71	50	70	^	14:00	213 台/10 分	42. Z KIII/ II												
	10300	夜間	69	46	65	×	22:50	60 台/10 分	50.3 km/h												
		(文间)	-[X[H]] 03	40	00	^	1:00	26 台/10 分	50. 5 кш/ п												
		昼間	70	56	70	0	9:50	123 台/10 分	49.9 km/h												
一般国道	11000	11600	11600	11600	11600	11600	11600	11600	11600	11600	11690	11600			70	50	6 70		17:10	181 台/10 分	49. 9 KIII/ II
372 号	11090	夜間	66	50	65	×	22:20	57 台/10 分	59.3 km/h												
		1次  町	^	0:10	19 台/10 分	59. 5 кш/ п															
		昼間	71	49	70	×	10:40	99 台/10 分	42 9 km /h												
一般国道	11700		49	70	)   ×	16:20	119 台/10 分	43. 2 km/h													
423 号	11790	11790	6.4	65		22:00	33 台/10 分	50.01./													
		夜間	64	49	69	0	23:40	12 台/10 分	53.9 km/h												

### 16. 騒音に係る環境基準

#### 一般地域

また	基準値			
地域の類型	昼間(6時から22時)	夜間(22 時から 6 時)		
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下		
С	60dB 以下	50dB 以下		

#### 道路に面する地域

地域の区分	基準値			
地域の色力	昼間 (6 時から 22 時)	夜間 (22 時から 6 時)		
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面	COAD N.P.	EE AD DUE		
する地域	60dB 以下	55dB 以下		
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する	CEAD N.P.	COAD IVI T		
地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下		
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB 以下		

※幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県 道及び4車線以上の車線を有する市町村道に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に あっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの 範囲をいう。

#### 地域の類型

地域の類型	該当地域					
Λ	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域					
A	及び第2種中高層住居専用地域					
В	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域					
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域					

### 17. 騒音規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号 に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

#### 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼間	午前8時~午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB	
朝・夕	午前6時~午前8時	40 ID	4E ID	EE 1D	CO ID	
	午後6時~午後10時	40dB	45dB	55dB	60dB	
夜間	午後10時~午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB	

#### ※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域:第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、

第2種住居地域、準住居地域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域:工業地域

2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制規準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値(第2種区域にあっては夜間を除く。)。

#### 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

		作業のでき	きない時間	1日あたり	の作業時間	同一場	日曜休
作業の種類	騒音の					所にお	日にお
TF未炒性類	大きさ	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	ける作	ける作
						業時間	業
くい打機を使用する作業							
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業		F- 64	F- 64				
びょう打機を使用する作業		午後	午後				
さく岩機を使用する作業		7 時	10 時			/串/==	
空気圧縮機を使用する作業	85dB	~ 翌日	~ 33 U	10 時間	14 時間	連続	禁止
コンクリートプラントを設けて行う作業		五 上 上 一 午前	翌日 午前			6 日	
アスファルトプラントを設けて行う作業		7時	十 <sub>前</sub> 6 時				
バックホウを使用する作業		(円寸	○日				
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

- ※ 1. 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第 1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域の うち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書 館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内を いい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
  - 2. 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
  - 3. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

#### 自動車騒音に係る要請限度

	基準値			
区域の区分	昼間 (6時から22時)	夜間 (22 時から 6 時)		
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB以下		
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB以下		
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB 以下		
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB 以下	70dB以下		

※幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県 道及び4車線以上の車線を有する市町村道に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に あっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの 範囲をいう。

#### 区域の区分

区域の区分	該当地域					
	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及					
a	び第2種中高層住居専用地域					
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域					
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域					

### 18. 夜間営業等の騒音の制限

#### (「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

#### 飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準(午後10時~翌日午前6時)

項目	第1種区域	第2種区域	第3種区域
飲食店営業			
喫茶店営業	40dB	50dB	55dB
専らカラオケ装置を使用させて営む営業			
資材及び土砂その他これらに類するもの			
を屋外で常時保管する場所においてクレ	40dB	50dB	
ーン・バックホウ等の機械を使用して行	4005	эодь	
う作業			

#### ※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用 地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住

居地域及び知事が告示で指定する地域

第2種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び知事が告示で指定する地域

第3種区域:工業地域及び知事が告示で指定する地域

- 2. 第1種区域で飲食店営業等を営むものは、午後11時~翌日午前6時までの間、カラオケ装置、音響再生装置、拡声装置を使用してはならない。ただし、音が外部に漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。
- 3. 測定場所は敷地境界線とする。敷地境界線上での測定が適当でない場合は敷地境界線以遠の適切な地点において測定するものとする。

#### 19. 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

### (「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

時間帯	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時~午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時~午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

#### ※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域:第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第

2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない区域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域:工業地域、工業専用地域

2. 測定場所は、拡声機の直下の地点から 10m の地点とする。

#### 3. 遵守事項

- i)午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと(飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。)。
- ii) 幅員4m未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。
- iii) 地上10m以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- iv) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時 15 分以上の休止時間をおくこと。
- v) 50m 以内の距離で同一の営業者が 2 以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

# 第4章 振動

# 20. 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

年度	平成 27 年度	までの累計	平成 2	8年度	平成 29 年度	
施設数種類	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金属加工機械	373	28	_	_	_	_
圧 縮 機	274	44	5	2	28	4
土石用破砕機等	2	1	_	_	_	_
コンクリートブロックM	73	6	_	_	_	_
織機	2	2	_	_	_	_
木材加工機械	14	8	_	_	_	_
印 刷 機 械	26	8	_	_	0	2
ゴム練用ロール機	_	_	_	_	_	_
合成樹脂用射出成形機	53	13	_	_	_	_
鋳 物 造 型 機	2	1	_	_	_	_
計	819	111	5	2	28	6

実 数		79		1		6
-----	--	----	--	---	--	---

<sup>※</sup>工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

# 21. 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

年 度 種 類	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
くい打機等を使用する作業	_	_	2	5
鋼球を使用して破壊する作業	_	_	_	_
塗装版破壊機を使用する作業	_	1	_	1
ブレーカーを使用する作業	2	1	2	8
計	2	2	4	14

# 22. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況

年 度	平成 27 年度	までの累計	平成 28 年度		平成 2	平成 29 年度	
施設数種類	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	
金属加工機械	279	28	1	_	_	_	
粉 砕 機	121	15	_	_	_	_	
バッチャープラント	8	8	_	_	_	_	
冷 凍 機	295	82	31	2	29	4	
遠心分離機	1	1	_	_	_	_	
ニューマチックハンマー	24	1	_	_	_	_	
コルゲートマシーン	_	_	_	_	_	_	
原石切断機	4	1	_	_	_	_	
計	732	136	32	2	_	_	

実 数	170	2	2
-----	-----	---	---

<sup>※</sup>工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

### 23. 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

#### 特定工場等において発生する振動の規制基準

	時間帯	第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時~午後7時	60dB	65dB
夜間	午後7時~午前8時	55dB	60dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域

第2種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値(第1種区域の夜間を除く。)。

#### 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

	振動	作業のでき	ない時間	1日あたり	の作業時間	同一場所	日曜休日
作業の種類	の大	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	における	における
	さき	- 第1万区域	<b>第4万区</b> 域	<b>売↓万</b> △백	<b>第4万区</b> 域	作業時間	作業
くい打機を使用する作業							
くい抜機を使用する作業		午後7時	午後 10 時				
くい打くい抜機を使用する作業	75dB	$\sim$	$\sim$	10 時間	14 時間	連続	禁止
鋼球を使用して破壊する作業	7 9 a b	翌日	翌日	10 时间	14 时间	6 日	宗山
舗装版破砕機を使用する作業		午前7時	午前6時				
ブレーカーを使用する作業							

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域:規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内。

第2号区域:規制地域のうち、第1号区域以外の区域。

2. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

### 道路交通振動に係る要請限度

	時間帯	第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時~午後7時	65dB	70dB
夜間	午後7時~午前8時	60dB	65dB

#### ※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、

準住居地域

第2種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

# 第5章 悪 臭

# 24. 京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況

(平成29年度までの累計)

施設の種類	施設数
飼料、肥料又は「にかわ」の製造の用に供する施設で原料置き場	5
鶏10、000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設等	3
合 計	8

# 25. 悪臭防止法による規制基準

#### ① 敷地境界における規制基準

単位: p p m

特定悪臭物質の種類	許容	限 度
付た恋夫物員の種類	A 地 域	B 地 域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0. 2
硫化メチル	0.01	0. 2
二硫化メチル	0.009	0. 1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0. 5
プロピオンアルデヒド	0.05	0. 5

<b>叶</b>	許 容	限度
特定悪臭物質の種類	A 地 域	B 地 域
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0. 2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0. 9	2 0
酢酸エチル	3	2 0
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	1 0	6 0
スチレン	0. 4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0. 2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

#### 備考 1. A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。

2. B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

#### ② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

#### ③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

# 第6章 ダイオキシン

### 26. 大気中におけるダイオキシン類調査結果

区分	調査地点	濃 度 (pg-TEQ/m³)
	<b>则</b> 且.也.尽	29 年度年平均値
一般環境	亀岡測定局	0.016
環境基準	0.6	

資料:京都府

### 27. 公共水域におけるダイオキシン類調査結果

区分	調査地点	水質濃度(pg-TEQ/L)
区 刀	调 笡 圯 尽	29 年度
河 川	犬飼川(並河橋)	0. 14
環境	基準	1

資料:京都府

## 28. ごみ焼却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度

(平成29年度) (単位:ng-TEQ/m³)

施設名	炉番号	炉規模(t/日)	排ガス中 ダイオキシン濃度	法定基準
	1	60	0. 0000012	
桜 塚 クリーンセンター	2	60	0.000074	5
	3	60	0.00022	

<sup>\*</sup>但し1日の運転は最大2炉で、炉規模については上限120t/日。

<sup>\*</sup>法定基準は、14.12.1以降設置の既存施設で1時間当たり2,000~4,000kgの焼却能力を有する焼却炉に該当(30.廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準参照)

#### 29. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁

### 及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基 準 値
大気	0.6pg−TEQ/m³以下
水質	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/m³以下
土壌	1,000pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

- ※ 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
  - 2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域および地下水について適用する。
  - 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
  - 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に 区別されている施設に係る土壌については適用しない。
  - 5. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
  - 6. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
  - 7. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の 量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

### 30. 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準

(単位:ng-TEQ/m³)

					既存施設				
特定施設の種類			新設施設	12. 1. 15 ~	13. 1. 15 ~	14. 12. 1~			
				13. 1. 14	14. 11. 30	14. 12. 1			
廃棄!	4/20	/ <b>本</b> ±π	4,000kg/時間~	0. 1	基準の適		1		
					2,000kg~4,000kg/時間	1	基準の週   用を猶予	80	5
焼却炉 能	用ヒノJ	記り ~2,000kg/時間 5		一用化門了		10			

# 第7章 空き地の雑草

## 31. 雑草パトロールの結果

調査日: 平成29年6月22日

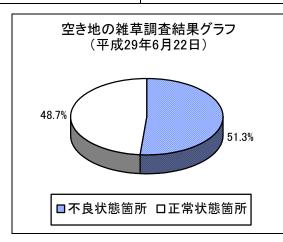
(単位:地点)

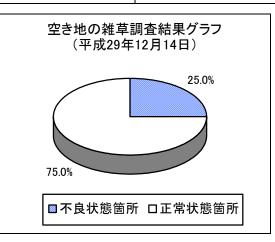
調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀 岡 地 区	8	2	25.0 %
千代川町	2	1	50.0 %
大 井 町	2	0	0.0 %
曽 我 部 町	7	4	57.1 %
篠町	5	3	60.0 %
東つつじヶ丘	4	3	75.0 %
西つつじヶ丘	6	5	83.3 %
南つつじヶ丘	5	2	40.0 %
合 計	39	20	51.3 %

調査日: 平成 29年12月14日

(単位:地点)

調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀 岡 地 区	0	0	0.0 %
千代川町	1	1	100.0 %
大 井 町	0	0	0.0 %
曽 我 部 町	3	1	33.3 %
篠町	3	1	33.3 %
東つつじヶ丘	3	1	33.3 %
西つつじヶ丘	6	1	16.7 %
南つつじヶ丘	4	0	0.0 %
合 計	20	5	25.0 %





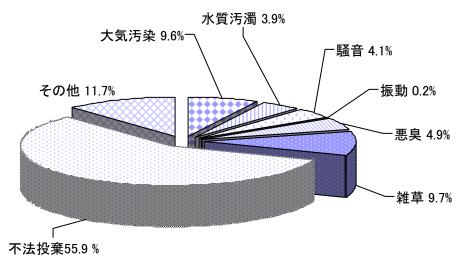
# 第8章 苦情

# 32. 年度別苦情件数

(単位:件)

							(1)= -117
種類	年度	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	合計	構成比
<b></b>	汚染	12	3	22	12	49	9.6 %
水質	汚濁	4	5	7	4	20	3.9 %
騒	音	7	1	4	9	21	4.1 %
振	動	1	0	0	0	1	0.2 %
悪	臭	6	4	6	9	25	4.9 %
雑	草	20	3	5	22	50	9.7 %
不法	投棄	82	56	62	87	287	55.9 %
その	の他	14	26	8	12	60	11.7 %
	十	146	98	114	155	513	100 %

# 種類別苦情割合(平成26年~29年度累計)



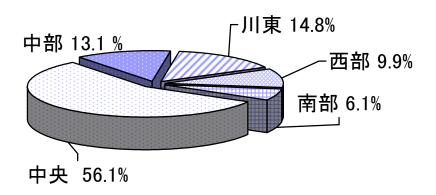
# 33. 地域別苦情件数

(単位:件)

_							(中位:1年)
地域	年度	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	合計	構成比
中央	亀岡地区、篠、 大井、千代川、 東・西・南つつじヶ丘	96 (15)	55 (2)	53 (5)	84 (16)	288 (38)	56. 1 %
中部	曽我部、吉川、薭田野	14 (3)	15 (1)	22 (-)	16 (2)	67 (6)	13.1 %
川東	旭、馬路、千歳、河原林、保津	17 (1)	17 (—)	20 (—)	22 (-)	76 (1)	14.8 %
西部	本梅、畑野、宮前、東本梅	12 (1)	6 (-)	13 (-)	20 (4)	51 (5)	9.9 %
南部	東別院、西別院	7 (—)	5 (-)	6 (-)	13 (-)	31 (-)	6.1 %
	合 計	146 (20)	98 (3)	114 (5)	155 (22)	513 (50)	100 %

※()は、雑草についての苦情件数

# 地域別苦情割合(平成26年~29年度累計)



# 第9章 一般廃棄物の状況

# 34. ごみ排出量処理実績

(単位:トン)

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
①総ごみ排出量	28,483.87	28,092.84	28,068.71	27,209.04	26,700.60	25,982.28	25,730.95
②家庭系ごみ排出量	21,783.59	21,407.89	21,005.78	20,314.35	19,703.60	19,052.66	18,723.67
③ 燃 や す ご み	21,474.82	21,137.80	21,084.20	20,442.83	20,131.44	19,732.17	19,585.54
家 庭 系	15,206.13	14,880.41	14,641.92	14,045.68	13,498.73	13,188.07	12,980.58
事業系	6,229.88	6,230.10	6,419.83	6,361.91	6,582.74	6,516.78	6,574.78
その他	38.81	27.29	22.45	35.24	49.97	27.32	30.18
④ 埋 立 ご み	2,030.95	1,892.65	2,012.49	1,782.50	1,548.89	1,463.66	1,519.97
家 庭 系	1,788.13	1,665.97	1,650.17	1,440.09	1,321.65	1,249.09	1,310.77
事業系	47.23	42.31	46.32	45.76	33.03	34.06	33.27
その他	195.59	184.37	316.00	296.65	194.21	180.51	175.93
⑤ 粗 大 ご み	307.75	315.11	412.43	316.70	315.15	305.67	326.40
家庭系	169.07	166.66	177.58	173.91	188.52	197.85	208.60
事業系	0.00	0.00	0.00	0.47	0.32	1.75	2.77
そ の 他	138.68	148.45	234.85	142.32	126.31	106.07	115.03
⑥ 空 き カ ン	231.05	236.12	226.73	216.68	206.18	232.82	244.01
家 庭 系	229.69	235.45	225.73	216.05	205.67	232.28	243.49
事業系	0.77	0.17	0.16	0.01	0.00	0.00	0.00
その他	0.59	0.50	0.84	0.62	0.51	0.54	0.52

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
⑦ 空 き ビ ン	883.37	931.89	878.04	781.02	604.92	570.55	567.20
家 庭 系	834.64	880.13	855.56	769.31	595.01	507.96	492.40
事業系	48.23	51.01	22.34	10.86	9.39	61.97	74.29
その他	0.50	0.75	0.14	0.85	0.52	0.62	0.51
8 ペットボトル	144.88	127.02	47.51	70.26	117.91	113.01	116.54
拠 点 収 集	144.88	127.02	47.51	40.71	38.28	30.14	29.55
拠点収集以外	_	_	_	29.55	79.63	82.87	86.99
⑨ ス プ レ ー 缶	_	_	15.41	18.13	19.74	19.58	20.09
⑩ 小 型 家 電	_	_	_	_	2.32	2.76	4.31
⑪プラスチック製容器包装	_	_	_	301.40	643.20	660.56	680.67
⑫ 使 用 済 乾 電 池	12.44	13.74	15.82	14.48	12.18	9.82	7.84
⑬ 使用済蛍光管	1.79	1.87	2.22	2.10	2.19	1.84	2.28
④ 集 団 回 収	3,396.82	3,436.64	3,373.86	3,262.94	3,096.48	2,869.84	2,656.10
⑤ ラ イ タ ー	_	_	1.20	1.33	1.48	1.47	1.63
⑥ 資源 化 量	4,425.17	4,459.59	4,287.95	4,458.01	4,655.06	4486.61	4,257.69
⑰ 使 用 済 乾 電 池	10.04	15.00	15.03	15.07	15.02	5.02	10.03
⑱ 使 用 済 蛍 光 管	1.79	1.87	2.22	2.10	2.19	1.82	2.14
⑩ 空 き カ ン	193.64	198.69	185.10	179.25	168.57	161.70	153.51
20 空 き ビ ン	626.66	634.00	587.87	568.16	547.88	599.10	570.17
②不燃性粗大ごみ	51.34	46.37	56.51	47.02	60.60	59.51	63.02
② ペットボトル	144.88	127.02	47.51	69.91	115.45	111.05	111.21
② スプレー缶	_	_	19.85	19.26	16.67	27.85	17.60
② 小 型 家 電	_	_	_	_	2.27	5.43	8.38
25 プラスチック製容器包装	_	_	_	294.30	629.93	645.29	665.53
② 集 団 回 収 ※ (のライターの重量は2重計上にた	3,396.82	3,436.64	3,373.86	3,262.94	3,096.48	2,869.84	2,656.10

<sup>※</sup>⑮ライターの重量は2重計上になるためごみ排出量には含まない。

<sup>※</sup>⑰~❷は、再資源化施設(エコトピア亀岡等)から資源として排出された量です。

<sup>※</sup>⑤は容器包装リサイクル協会への引渡量です。

<sup>※44,26=</sup>新聞、雑誌、ダンボール、古布

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
② 人 口(年度末現在)	93,140 人	92,472 人	91,910 人	91,259 人	90,694 人	90,107 人	89,407 人
② 資 源 化 率(LG/1)	15.54%	15.87%	15.28%	16.38%	17.43%	17.27%	16.55%
29 1日1人当たりごみ排出量(単位:g)	640.77	634.26	626.16	609.87	595.22	579.30	573.76
30 1日1人当たりごみ排出量(単位:g)	837.86	832.32	836.69	816.85	806.58	790.00	788.48

※2=③~⑦の家庭系+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭

**※**29=2/27/365 目×1,000,000

**※**30=①/②/365 目×1,000,000

# 第10章 用語集

# 3 5. 大気関係

	<u> </u>
■二酸化硫黄	主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、四
	日市ぜんそくなどの原因物質および酸性雨の原因物質として知ら
	れている。
■二酸化窒素	主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、工場のボイラーなどや自
	動車などが発生源である。酸性雨や光化学大気汚染の原因物質で
	あるだけでなく、高濃度になると呼吸器に影響を与える。
■光化学オキシダント	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物などが、太
	陽光線の作用によって化学反応を起こしてつくられる強い酸化力
	を持った物質。光化学スモッグの主成分となる。
■浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μ m以下のも
	の。大気汚染の重要な一因であり、視力の低下、有害物質の直接
	吸引などにより呼吸器に影響を及ぼす。
	発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の
	排出ガス、それにNOx、SOxといったガス状物質が大気中で
	化学反応を起こしたもの、土ぼこりや海水が飛び散り発生するも
	のがある。
■微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの
	(粒径 2.5 μ m 以下の微小粒子状物質)。
	呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康
	影響が懸念されている。
	発生源から直接排出される一次粒子と、大気中での光化学反応
	等によりガス成分(揮発性有機化合物(VOC)、窒素酸化物(NOx)、
	硫黄酸化物(SOx)等)から生成される二次粒子に分類される。
	発生源は、自然起源と人為起源に分類される。黄砂や、火山排
	出物などの自然起源の粒子には PM2.5 より大きな粒径のものが多
	く含まれる。

# 3 6. 水質関係

	00. 小兵因床
■環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基
	準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められ
	るもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標
	として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これ
	を超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるもので
	はない。
■BOD(生物化学的酸	いずれも水の有機性物質による汚濁の度合いを示す指標で、エ
素要求量)·COD(科	場の排水測定等に用いられるBODは、水中の有機物質が微生物
学的酸素要 求量)	によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量
	をいい、CODは水中の有機物質を酸化するのに必要な過マンガ
	ン酸カリウム等の酸化剤の量から求める。単位はどちらも mg/0
	で表し、この数値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁している
	ことを示す。
	公共用水域の測定に際して、河川についてはBODが、湖沼や
	海についてはCODが用いられる。
■水素イオン濃度(pH)	溶液中の水素イオンの濃度をいい、pH=7が中性、これより
	小さい数値が酸性、大きい数値がアルカリ性であり、特殊な例(温
	泉など)を除いて河川水等の表流水は中性付近の p H値を示す。
■溶存酸素量(DO)	水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含ま
	れる。ゼロになると腐敗が始まり悪臭が発生する。水温20℃で
	飽和値は9.17mg/0。
■浮遊物質(SS)	水に溶けず浮遊している2mm以下の物質。水の濁りの原因とな
	り、魚類のえらをふさいでへい死させたり、日光透過を悪化させ
	水中の植物の光合成を妨げたりする。含有量の多い水は飲料水と
	して不適である。
■大腸菌群数	乳糖を分解して酸とガスを生成する細菌群の総称であり、真性
	の大腸菌以外に数種の菌を含んでいる。大腸菌群が水中において
	検出されるということは、その水が人や動物のし尿等により汚染
	されていることや、病原細菌が存在している可能性があることを
	示す。
■全窒素 (T-N)・全	水中に含まれる有機性、無機性の窒素化合物とリン化合物の総
燐(T-P)	量。数値が大きいと富栄養化の原因になる。

■陰イオン界面活性剤	陰イオン表面活性剤などともいう。界面活性剤の中で、水に溶
	かすと電離して界面活性を示す部分が陰イオンとなるものをい
	う。水溶液としたとき、洗浄、湿潤、乳化、起泡、可溶化、分散
	などの活性を示す。各種石けんや洗剤として古くから利用され、
	硫酸エステル塩やスルホン酸塩類などその種類も多く、各種工業
	にも使われている。排水中に混入すると泡立ちを生じ、水質汚濁
	の原因をつくる。
■公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水
	域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他の公
	共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定められてい
	る公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置してい
	るものは除かれる。

## 37. 騒音関係

■特定施設	大気汚染防止法や水質汚濁防止法、廃棄物処理法などの政令で
	定める有害物質を排出し、生活環境を阻害するおそれのある施設
	で、政令により指定された施設のことをさす。
■特定建設作業	騒音規制法・振動規制法の中の用語で、「建設工事として行われ
	る作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で
	定めるもの」をいう。作業実施の7日前までに届け出が必要であ
	る。
■環境騒音	観測する場所における総合された騒音であり、ある場所におけ
	る特定の音源だけでなく、不特定多数の暗騒音が混じっている騒
	音をいう。

## 38. ダイオキシン関係

20	••
■ダイオキシン類	有機塩素化合物の中で、構造や毒性等の性質がよく似ているポ
	リ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラウ及びコ
	プラナーPCBを総称してダイオキシン類という。
	塩素を含む物質を燃焼させたときなどに発生し、食物連鎖など
	により体内に蓄積されると甲状腺機能の低下、生殖機能・遺伝子
	への悪影響、発がん性、内臓障害などが心配される。
	毒性を表すときは、もっとも毒性の強い2・3・7・8-四塩
	化ジベンゾパラジオキシンを1とした係数(TEF)により換算
	し、それを積算した毒性等量(TEQ)とする。

# 平成30年度版 亀岡市環境白書データ集

平成31年3月発行

T E L 0 7 7 1 - 2 5 - 5 0 2 3

FAX 0771-22-3809

E-mail <u>kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp</u>